

自転車を利用している皆さまへ

新潟市 自転車 ルールブック



自転車安全
利用五則を
守りましょう

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

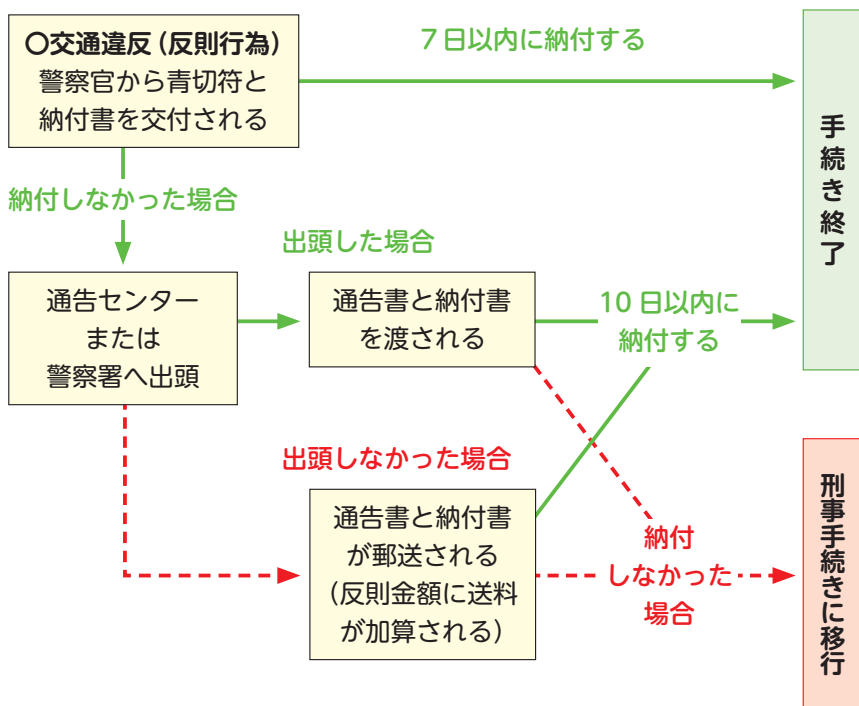
2026年（令和8）4月1日から自転車にも「交通反則通告制度（青切符）」が導入され、自転車の交通違反が取締りによる検挙の対象になります。

交通反則通告制度

交通反則通告制度とは、交通事故の原因となるような悪質・危険な交通違反（反則行為）をした16歳以上の運転者に「青切符」を交付し、裁判などの刑事手続きに替えて、反則金の納付によって違反処理する制度です。

飲酒運転など特に悪質・危険な違反は、赤切符を用いた刑事手続きによって違反処理されます。

青切符 交通反則通告制度の流れ



青切符以外に受ける処分

○危険な違反を繰り返したら「自転車運転者講習制度」

14歳以上の自転車運転者が、一定の交通違反や事故を起こして3年以内に2回以上検挙されたとき、都道府県公安委員会から「自転車運転者講習」の受講を命じられます。

自転車運転者講習は、安全運転の大切さを再認識する重要な機会となっているため、必ず受講しましょう。

受講命令に従わず、3か月以内に受講しなかった場合は、5万円の罰金が科されます。

○運転免許の停止処分

運転免許を持つ人が自転車でひき逃げ事件や死亡事故等の重大な交通事故を起こした場合や、酒酔い運転等の悪質・危険な違反を犯した場合に、180日を超えない範囲で運転免許の停止処分が科される場合があります。

○自転車運転者講習の対象となる交通違反

- ① 通行区分違反
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路徐行違反
- ④ 歩道徐行等義務違反
- ⑤ 路側帯進行方法違反
- ⑥ 信号無視
- ⑦ 指定場所一時不停止等
- ⑧ 優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反
- ⑨ 交差点優先車妨害
- ⑩ 環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反
- ⑪ 酒酔い運転、酒気帯び運転
- ⑫ 妨害運転
- ⑬ 携帯電話使用等（交通の危険）、携帯電話使用等（保持）
- ⑭ 遮断踏切立入り
- ⑮ 自転車制動装置不良
- ⑯ 安全運転義務違反

ルールを守って責任ある運転をしましょう！

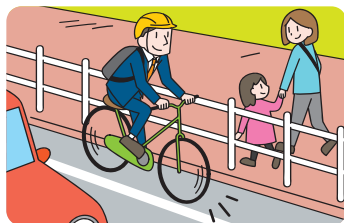
○自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

・車道でのルール

車の仲間である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。

車道では、道路の左側に寄って通行しなければなりません。



違反すると… 通行区分違反

反則金 6,000 円

刑事罰 3か月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

・歩道でのルール

通行が許されている歩道では、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。

歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



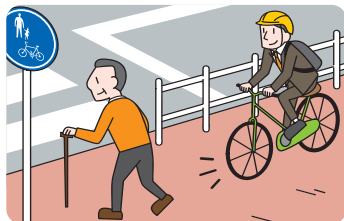
違反すると… 歩道徐行等義務違反

反則金 3,000 円

刑事罰 2万円以下の罰金または料料

* 自転車が歩道を通行できる場合

- ・歩道に「普通自転車通行可」の標識・標示があるとき
- ・13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転しているとき
- ・安全に通行するためにやむを得ないとき

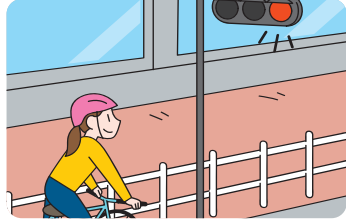


〔 道路工事している 駐車車両が続いている
交通量が多く道幅が狭い など 〕

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

・信号機のある交差点でのルール

信号機のある交差点では、自転車は信号に従って通行します。車道を通行している場合は対面する車両用信号に従います。



違反すると… 信号無視

反則金 信号無視（赤色等） 6,000 円

信号無視（点減） 5,000 円

刑事罰 3か月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

・右折するときのルール

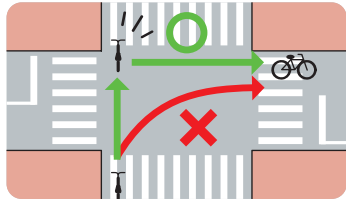
信号機のある交差点では「二段階右折」が必要です。交差点の中央から曲がる右折はできません。

「二段階右折」の方法

①青信号で交差点の向こう側まで

直進し、その地点で止まって向きを右に変える

②向かいの信号が青に変わったら直進する



・安全確認のルール

青信号ですぐに交差点内に進入するのは危険です。左右の安全確認だけでなく、前後からの右左折車両などの安全確認をしてから通行しましょう。

・一時停止の場所でのルール

一時停止の標識・標示がある場所では、停止線があるときはその直前で、停止線がないときは交差点の直前で必ず一時停止し、周囲の安全を十分に確かめてから通行しましょう。



違反すると… 指定場所一時不停止

反則金 5,000 円

刑事罰 3か月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

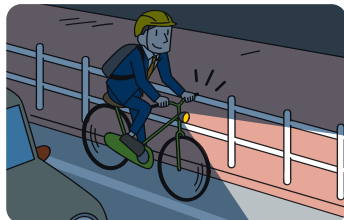
3 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。

違反すると…無灯火

反則金 5,000円

刑事罰 5万円以下の罰金



4 飲酒運転は禁止

自転車の酒酔い運転はもとより、酒気帯び運転も禁止です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。お酒を飲んだ人にも自転車を貸したりしてはいけません。

違反すると 飲酒運転は青切符の対象外です。赤切符による刑事手続きで処分されます。



刑事罰

①運転者・自転車提供者

酒酔い：5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

酒気帯び：3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

②酒類提供者・同乗者

2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金

※酒酔い：アルコールの影響によって正常な運転ができないおそれがある状態

酒気帯び：アルコールの血中濃度が0.3mg/ml、または呼気中濃度が0.15mg/ml以上ある状態

5 ヘルメットを着用

自転車を利用するときは、事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



○ながらスマホは絶対にやめよう!!

スマホ等を利用しながら自転車を運転するのは、重大事故につながる極めて危険な行為です。乗車中のスマホ利用が高額な反則金の対象であるほか、交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合には厳しい刑事罰が科されます。



違反すると…携帯電話使用等（保持）

反則金 12,000 円

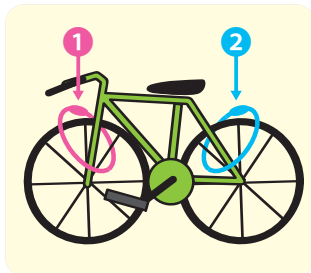
刑事罰 自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合
6 か月以下の拘禁刑または 10 万円以下の罰金
「ながらスマホ」により交通の危険を生じさせた場合
1 年以下の拘禁刑または 30 万円以下の罰金

○自転車には必ず鍵をかけましょう！

新潟市内で発生している自転車の盗難被害は、約 70%が無施錠で被害に遭っています。

自転車から離れるときは、必ず鍵かけをしましょう。

- 盗難防止にはツーロックがおすすめです
鍵を複数つけることが非常に重要で、U 字ロックやワイヤーロックなどを有効に活用しましょう



○防犯登録をしましょう

防犯登録証を自転車に貼り、所有者の氏名や車両の特徴、車体番号、登録番号などを登録保管することで、盗まれても早期発見や早期回収に役立ちます。

○交通事故に備えて自転車保険に加入しよう

新潟県では、令和4年10月1日から条例により、自転車保険の加入が義務化されました。

全国では、自転車運転中に歩行者と衝突する事故を起こし、高額な賠償が発生した事例もあります。

■ 自転車事故による高額賠償事例

損害賠償額	事故の状況
約 9,500 万円	高学年の男子小学生が、夜間、帰宅途中に自転車運転中、歩道と車道の区別のない道路で、歩行中の60歳代女性と衝突した。 歩行者の女性は頭蓋骨骨折等の怪我により、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)
約 9,300 万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(20歳代)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失など)が残った。 (東京地方裁判所、平成15年9月30日判決)
約 6,800 万円	男性が夕方の時間帯にペットボトルを片手に持ってスピードを落とさずに下り坂を走行して交差点に進入したところ、横断歩道を横断中の30歳代女性と衝突した。女性は脳挫傷などで3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成15年9月30日判決)
約 4,700 万円	男性が昼間の時間帯、信号無視をして赤信号で交差点を直進し、青信号で横断歩道を歩行中だった75歳の女性に衝突。女性は脳挫傷などで5日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成26年1月28日判決)

出典：新潟県ホームページ

新潟市からのお知らせ

担当：新潟市土木総務課

○自転車は駐輪場に止めよう！

自転車は駐輪場に止めましょう。

道路や公園などの公共の場所に放置された自転車は危険な障害物となり、特に災害時には、避難・救助等の緊急活動ができなくなります。安心・安全な都市環境の形成のため、放置された自転車は撤去します。

- 新潟駅万代口周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。放置禁止区域内に放置されている自転車等は即日撤去します。



- 自転車等放置禁止区域外の公共の場所（道路、公園、自転車等駐輪場など）についても、一定期間放置されている自転車等については撤去します。

市で撤去した放置自転車で、所有者が判明したものは、通知書を送付し、返還を行っています。返還には返還費用が必要です。

自転車は6か月間保管しますが、保管期間経過後は引取り意思がないものとして処分します。

区分	返還費用
自転車	2,000円
原動機付自転車	3,000円



新潟市
放置自転車
対策事業

道路交通法で自転車が対象とされている交通違反 (反則行為)

反則行為	反則金額
携帯電話使用等（保持）	12,000 円
放置駐車違反	12,000 円（駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合） 9,000 円（駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合） 11,000 円（駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合） 10,000 円（駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合）
遮断踏切立入り	7,000 円
速度超過	6,000 円（超過速度が15km/h未満） 7,000 円（超過速度が15km/h以上20km/h未満） 10,000 円（超過速度が20km/h以上25km/h未満） 12,000 円（超過速度が25km/h以上30km/h未満）
駐停車違反	9,000 円（駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合） 6,000 円（駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合） 8,000 円（駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合） 7,000 円（駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合）
信号無視	6,000 円 5,000 円（点滅信号の無視）
通行区分違反	6,000 円
追い越し違反	
踏切不停止等	
交差点安全進行義務違反	
環状交差点安全進行義務違反	
横断歩行者妨害等	
安全運転義務違反	
通行禁止違反	5,000 円
歩行者用道路徐行違反	
歩行者等側方通過義務違反	
急ブレーキ禁止違反	
法定横断等禁止違反	
路面電車後方不停止	
優先道路通行車妨害等	
環状交差点通行車妨害等	
徐行場所違反	
指定場所一時不停止等	
幼児等通行妨害	
安全地帯徐行違反	

反則行為		反則金の額
被側方通過車違反	減光等義務違反	5,000 円
通行帯違反	合図不履行	
道路外出右左折合図車妨害	合図制限違反	
指定横断等禁止違反	警音器吹鳴義務違反	
車間距離不保持	乗車積載方法違反	
進路変更禁止違反	軽車両整備不良	
追いつかれた車両の義務違反	自転車制動装置不良	
乗合自動車発進妨害	泥はね運転	
割込み等	転落等防止措置義務違反	
交差点右左折等合図車妨害	転落積載物等危険防止措置	
交差点優先車妨害	義務違反	
緊急車妨害等	安全不確認ドア開放等	
交差点等進入禁止違反	停止措置義務違反	
無灯火	公安委員会遵守事項違反	
反則行為	反則金の額	
通行許可条件違反	3,000 円	
歩道徐行等義務違反		
路側帯進行方法違反		
並進禁止違反		
軌道敷内違反		
道路外出右左方法違反		
環状交差点左折等方法違反		
軽車両乗車積載制限違反		
制限外許可条件違反		
原付等牽引違反		
自転車道通行義務違反		
警音器使用制限違反		

自転車は誰もが利用できる便利で快適な乗り物
だからこそルールを守って安全に!
みんなで安心・安全な新潟市を目指しましょう。



④ 新潟市・新潟市交通対策協議会